

湖西市告示 第 9 号

湖西市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項で準用する第 11 条第 1 項の規定に基づき公告し、変更する農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更等理由書）を下記 1 により縦覧に供します。

この農業振興地域整備計画の変更案において、湖西市の住民（湖西市内に事務所を有する法人を含む）で、この農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、下記 2 により湖西市に意見書を提出することができます。

また、変更する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案において、農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）で、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記 3 により湖西市に異議を申し出ることができます。

令和 8 年 1 月 19 日

湖西市長 田内 浩之



記

1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

自 令和 8 年 1 月 19 日

至 令和 8 年 2 月 18 日

(2) 縦覧場所

湖西市役所 産業部 産業振興課

湖西市吉美 3 2 6 8 番地

2 意見書の提出

(1) 提出先

湖西市役所 産業部 産業振興課（湖西市吉美 3 2 6 8 番地）

(2) 提出方法

湖西市役所 産業部 産業振興課において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入のうえ、提出先へ持参するか、郵送によ



り提出してください。

(3) 提出期限

令和8年2月18日

(4) 提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3 異議の申出

(1) 申出先

湖西市役所 産業部 産業振興課 (湖西市吉美3268番地)

(2) 申出方法

湖西市役所 産業部 産業振興課において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入のうえ申出先に持参するか、郵送により提出してください。

(3) 申出期限

令和8年3月5日

(4) 申出にあたっての注意事項

申出先、申出方法、申出期限を遵守してください。

法第11条第1項に基づく公告についての留意事項

●縦覧方法について

- 1: 縦覧に供する農業振興地域整備計画変更案は、市町の主たる事務所に常時備え付けておく。
- 2: 農業振興地域整備計画変更案の縦覧の際は、整備計画変更案の全体を縦覧するとともに、新旧対照形式で縦覧するなど変更内容が容易に確認できるものとする。また、必要に応じ図面等の補足資料を添付する。

●記1について

- 1: 縦覧期間の開始日は公告年月日と同日とする。
- 2: 縦覧期間満了の日は公告年月日の翌日から起算するが、この日が市町の休日にあたる場合は、その翌日とする。
- 3: 異議申し出期間満了の日は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日目の日とするが、この日が市町の休日にあたる場合は、その翌日とする。

●記2について

- 1: 意見書の提出について、インターネットメールやFAXでの提出が可能な場合はその旨追加記載する。

